

焼津市障害者基幹相談支援センター運營業務委託仕様書

1 趣旨

本仕様書は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の2に規定する「基幹相談支援センター」について、本市が設置する「焼津市障害者基幹相談支援センター」を運営する事業者が行う業務内容について定めるものである。

2 委託事業名

焼津市障害者基幹相談支援センター運營業務

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 開設時間等

- (1) 窓口の開設時間は、原則として月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）午前8時30分から午後5時15分とする。
- (2) 前項の規定に関わらず、緊急の場合その他やむを得ない理由のある場合は、実施時間以外の時間において事業を実施する。

5 実施場所

本事業の実施場所については、焼津市内にて事業所を設置し実施するものとする。

6 委託業務内容

受託者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 総合相談・専門相談支援
 - ア 3障害の各々のニーズに対応できる総合的な相談支援及び専門的な相談支援を実施する。
 - イ 委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所等及び行政に対し、指導、助言（SV）及び現任訓練（OJT）を実施する。
- (2) 地域の相談支援体制の強化に関する業務
 - ア 地域の相談支援事業者等を対象に、質及び技術向上のための研修会の企画、運営及び事例検討会を開催し、計画的な人材育成を実施する。
 - イ 焼津市障害者自立支援ネットワークの取組に対し、助言等を行う。
 - ウ その他相談支援体制強化のための取組を実施する。
- (3) 地域の相談機関との連携強化に関する業務
 - ア 高齢・こども・保健・医療・教育・就労等に関する機関との連絡会議等を開催す

る。

イ 高齢・こども・保健・医療・教育・就労等に関する機関で実施している会議へ参加する。

ウ 重層的支援会議へ参加する。

(4) 地域移行・地域定着の促進に関する業務

ア 志太榛原地域自立支援推進会議地域移行・地域定着支援専門部会と連携し、障害者支援施設や精神科病棟等への地域移行に向けた体制整備を行う。

イ 焼津市障害者自立支援ネットワークと協働し、地域移行・地域定着支援を検討できるための場作りを行う。

(5) 権利擁護・虐待防止の取組に関する業務

ア 成年後見支援センターと連携し、権利擁護の促進に努める。

イ 関係機関に対して権利擁護に関する助言を行う。

ウ 焼津市自立支援ネットワークと連携し、差別や偏見のない地域づくりを実施する。

エ 虐待防止に関する取り組みを行う。

(6) 地域生活支援拠点の運営に関する業務

ア 地域生活支援拠点等（くらしセーフティネットくろしお）の体制整備を行う。

(7) 焼津市障害者自立支援ネットワーク設置要綱（平成21年3月3日告示第39号）の規定に基づく焼津市障害者自立支援ネットワークの運営に関する業務

(8) その他障害者基幹相談支援センターの運営にあたり必要な業務

ア 志太榛原圏域スーパーバイザーと連携し、障害福祉の推進を図る。

イ 定期的に事業報告を行う。

7 人員の配置等

(1) 基幹相談支援センターの管理責任者を1名置くものとする。なお、管理責任者は業務に支障がない限り兼務することができる。

(2) 従事者は、当該事業に専従する者を1名以上配置し、開設時間帯を通じて当該事業に関する業務に従事する。

(3) 従事者1名は、主任相談支援専門員とし、あわせて社会福祉士、精神保健福祉士又は保健師資格を有するものとする。

8 特記事項

(1) 職員名簿

受託者は、この契約締結後、事業に従事する者の名簿を市長に提出しなければならない。また、やむを得ず変更する場合は、その都度、申し出て、市長の承諾を得ることとする。

(2) 帳簿

受託者は、委託料の収支に関する帳簿その他当該事業にかかる諸帳簿を整備し、会計状況を明らかにしておかなければならない。

受託者は、委託に係る会計帳簿を契約期間満了後 10 年間保管しておかなければならない。

(3) 遵守義務

受託者は当該事業の実施にあたっては、この契約によるもののほか、法令（市の条例・規則・要綱を含む）を遵守しなければならない。

(4) 定例会

焼津市と受託者による定例会を随時開催するものとする。

5 報告及び調査

(1) 受託者は、毎月 10 日までに以下のものを市長に提出しなければならない。

ア 事業概要

イ 業務実施報告書（従事者が業務を実施したことのわかるもの。）

(2) 市長は受託者に対して、必要に応じて当該事業の実施状況について、説明を求め、帳簿その他の関係書類を閲覧若しくは調査することができる。

(3) 報告の徴収又は調査により、改善すべき事項が生じたときは、その改善のため、市長は受託者に対し必要な指示をすることができる。

6 評価

受託者は、当該年度の事業の進捗や次年度の事業計画等について市と協議する。

7 特別報告

焼津市障害者自立支援ネットワークにおいて継続的な業務運営の評価を行う。

受託者は、次の各号に掲げる事項に該当するときは、応急処置のうえ直ちに市長に報告し、市長は必要事項を提示することができる。

(1) 災害その他の事故により当該事業の執行が困難になったとき、又はその恐れがあるとき。

(2) 当該事業に支障を来たすような異例の事態が発生したとき。

8 定めのない事項の処理

この仕様書に定めのない事項については、市長、受託者が協議のうえ、処理するものとする。